

令和4年度 立川市教育委員会学校教育の指針（案）

立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第3次学校教育振興基本計画」及び「立川市第3次特別支援教育実施計画」に基づき、確かな学力と豊かな心を育む教育の一層の充実を図る。

そのため、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和4年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

また、具体的な施策の中では、「学力・体力向上」、「生命を尊重する教育の推進」、「特別支援教育の推進」、「立川市民科の充実」の重点課題について、ネットワーク型学校経営システム（※1）を学校経営の中核に位置付け推進を図る。具体的には、コミュニティ・スクール（※2）と地域学校協働本部（※3）が一体となり、教育活動を展開することにより、地域との協働による学校経営の充実を図る。

さらに、小・中学校全校が教育課程特例校として立川市民科（※4）を教育課程に位置付け、本市の教育の柱として、それぞれの地域とともに創意工夫して取り組むとともに、カリキュラム・マネジメント（※5）の視点も踏まえて、探究的学習を推進する。

各学校においては、市の教育目標、本指針及び学習指導要領の趣旨を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定し、社会に開かれた教育課程として編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

- (※1) ネットワーク型学校経営システム…教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域や家庭、関係諸機関、企業、大学等と連携して効果的に生み出し、教育活動に生かしていくシステムのこと。このシステムの下、文部科学省が進めるコミュニティ・スクール、地域学校協働本部を小・中学校に設置し、複雑化かつ多様化している教育課題の解決を効果的に図っていくとともに、立川市民科を充実させ、立川市民を育成していく。
- (※2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…学校と保護者、地域の意見を学校運営に反映させるため、地域住民、保護者、学識経験者、保護司等、教育委員会が認める者を構成員とする学校運営協議会を設置し、地域とともに子どもたちの成長を支える仕組みのこと。
- (※3) 地域学校協働本部…地域学校コーディネーター（※33）を中心に、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とする。従来の学校支援地域本部などの学校支援の取組が「地域による学校の支援」であったのに対し、地域と学校のパートナーシップに基づく「双向の連携・協働」へ発展している点で異なる。
- (※4) 立川市民科…地域に根ざした探究的な学習等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成することを目的とする。令和4年度より、教育課程特例校として、小・中学校全校が教育課程に位置付ける。
- (※5) カリキュラム・マネジメント…児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどをとおして、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

I 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力の向上

(1) 授業改善の推進

① 授業の質的な向上

- ・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果及び授業改善のポイントについて明示し、授業改善推進プランのPDCAサイクル化を図ることによって、授業改善の質的向上と深化を図る。
- ・学びの目的を明示し、授業のねらい（指導目標）を明確にした授業を行う。具体的には、授業のめあて（児童・生徒の学習目標）を示して授業に見通しをもたせ、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定し、学びの質を高め学力を向上させる。

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・「主体的・対話的で深い学び」（※5）の実現に向けた授業改善を推進し、教員の授業力を向上させるため「立川スタンダード（基本的指導過程）20（※6）」を活用するとともに人事考課制度を基に検証を行い、組織的に改善を図る。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基盤となる学級づくりを確立するため、「立川学級力スタンダード」（※7）の活用をより一層図ることにより、各教科・領域の学習活動を通して学級力を高める。
- ・一人1台タブレットPCの活用により、児童・生徒が個別の課題に取り組んだり、一人ひとりの考えを即時に共有したりするなど、より一層の資質・能力の育成を図る。

③ 習熟度別少人数指導の充実

- ・算数・数学科、中学校外国語科における習熟度別少人数指導をさらに改善し、個に応じた指導の充実による基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習による学力の伸長を図る。

④ 教員の専門性を生かした指導

- ・各小学校の高学年において、教科担任制の導入を計画的に進める。

(2) 個に応じた学習支援の充実

① 多様な学習機会の設定

- ・放課後や長期休業日等を活用した補充的な学習機会「地域未来塾事業」の推進により、基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。

② 一人1台タブレットPCの活用

- ・一人1台タブレットPCの活用を促進し、児童・生徒一人ひとりの学習の定着度合に応じた課題提示や反応を踏まえた授業展開、多様な意見を即時に共有するなどの学習活動等を通じて、さらに学びの質を高める。

(3) 教育力向上の推進

① 教育力向上推進モデル校の指定

- ・立川市民科、カリキュラム・マネジメント、小学校高学年の教科担任制等のモデル校を指定し、授業研究及び授業公開を行い、授業改善モデルを示し、研究成果を広く発信することにより全小・中学校での授業改善に結び付ける。
- ・言語活動を充実させて、思考力、判断力、表現力等を育成する授業を創造し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・立川市教育委員会と立川市立小学校・中学校教育研究会とが連携し、教育研究に取り組み、その成果をリーフレットにまとめるとともに、市内小・中学校への配布などを通して、指導力の向上を図る。

② 研修の充実

- ・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等質的向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修、ICT活用研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。

(4) 学力向上施策の推進

これまで実施してきた放課後の補習授業等を継続し基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、発展的な学習を充実させ、思考力、判断力、表現力等の伸長を図る。また、立川市の理科教育支援推進事業「Tachi・Rika」の取組を活用して、観察・実験の充実や理科の指導力の向上を図り、児童・生徒の科学的な見方や考え方及び学びに向かう力、人間性等を養う。

(5) 外国語・外国語活動の推進

① コミュニケーション能力の向上

- ・外国語活動及び外国語と、中学校の外国語科との円滑な接続のために、小学校教員と中学校英語科教員または外国語指導助手(ALT)とのチーム・ティーチングにより外国語及び外国語活動の授業を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・令和5年1月に立川市に開業予定の体験型英語学習施設を活用し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験させて、日々の英語学習に対して学習意欲を高める。

② 小学校外国語の教科化について

- ・小学校教育研究会外国語部による研究を市内全小学校で共有することや英語指導教諭の授業公開等により、小学校教員の英語指導力向上及び指導内容の充実を図る。
- ・英語推進リーダーや外国語指導教諭の活用、高学年の教科担任制による専門性を生かした指導を推進し、外国語及び外国語活動の授業の改善、充実を図る。

(6) ICT教育の推進

① ICTを活用した授業の推進

- ・児童・生徒に配布した一人1台タブレットPCを計画的・効果的に活用し、児童・生徒一人ひとりの主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を開拓し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・校務PC及びタブレットPCの共有ドライブ等を活用し、学習指導案及びワークシート、教材等を教師間、学校間で共有し、ICT機器を活用した授業を推進する。
- ・情報社会における正しい判断力を育み、子どもたちが主体的にICT活用のルールやマナーを学び、自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。
- ・情報活用能力を育成する中で、論理的思考力を身に付けさせるため、自分が意図する一連の活動の実現に向けたプログラミング的思考の育成を適切に組み入れ、プログラミング教材を活用したプログラミング教育(※8)の充実を図る。

(※5) 「主体的・対話的で深い学び」…学習指導要領で示された育成を目指す児童・生徒の資質・能力(三つの柱)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むための学びの視点。児童・生徒が自分から学ぶことに興味をもち、対話や先人の知恵等を手掛かりにすることなどによって自己の考えを広げ、知識を相互に関連付けることでより深い理解を得られるような学びのこと。

(※6) 「立川スタンダード(基本的指導過程)20」…主体的・対話的で深い学びを実現させるために、授業の1単位時間における基本的指導過程を20チェック項目に分け、教員が自らの授業を振り返り、自己評価できるように具体的に示したチェック

クシート。立川市教育委員会では、この「立川スタンダード（基本的指導過程）20」を基に、各学校の実態、経営方針等に応じて学校のオリジナルスタンダードを策定するよう指導している。

- (※7) 「立川学級力スタンダード」…学習や生活の基盤として、教師と児童・生徒との信頼関係及び児童・生徒相互のよりよい人間関係を育てるための学級経営力の向上を図る。
- (※8) プログラミング教育…子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として「プログラミング的思考（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらよいか、記号の組み合わせをどのように改善していくか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）」などを育む教育のこと。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 心の教育の推進

①生命を尊重する教育の徹底

- ・人権教育、道徳教育など、学校の教育活動全体を通して生命を尊重する教育の徹底を図る。
- ・「SOS を出す力」「SOS を受け止め、支援する力」の育成を目指すことについて、教職員はもとより、地域、関係機関等と共に理解を図り、生命を尊重する教育の推進を図る。

② 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等における各学校及び中学校区での児童・生徒主体の取組を通して人権尊重の理念を正しく理解させ、学校生活において実践させる。
- ・東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を小・中学校全校で実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

③ 道徳教育の推進

- ・市内全校が内容項目を生命尊重とした道徳授業地区公開講座を開催し、意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進する。また、道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進し、授業の活性化とともに質の向上を図る。
- ・答えが一つでない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を展開する。
- ・「特別の教科 道徳」における問題解決的な学習、体験的な学習を推進するとともに指導と評価の一体化を図り、小・中学校の授業改善を図る。

(2) 健全育成の推進

① いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努める。
- ・弁護士及び各学校のネットワークを活用した外部講師の招聘等により「いじめ防止授業」を実施する。
- ・心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防及び不登校、学級崩壊の予防を図る。
- ・感染症に関する偏見や差別、いじめを生まないための指導を徹底するとともに、感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々への感謝の念をもてるようとする。

② 体罰等の根絶

- ・体罰は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないと

の認識の下、人権意識を高め、人権感覚を磨き信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の心に寄り添った指導を推進する。

- ・暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に置きつつ、毅然とした姿勢で加害児童・生徒への指導に臨み、全ての児童・生徒が学校生活によりよく適応し、充実した有意義な学校生活が築けるようにする。

③ 安全かつ倫理的な SNS 等の活用

- ・児童・生徒が SNS の自律的な活用などの身近な問題の解決に向けて、感染症対策に配慮しながら「児童会・生徒会サミット（※10）」における各校の取組の情報交換等を通して、児童・生徒の主体的・協働的な態度を育成し、課題解決力の向上を図る。
- ・学校から各家庭において、依存度チェックシートの活用や携帯電話等の活用ルールを作成するよう啓発するなど、学校と家庭が連携して安全かつ倫理的な SNS 等の活用を図るよう指導する。

④ 不登校対策のための取組

- ・不登校児童・生徒に対する早期の支援や学校等への支援については、指導主事、スクールソーシャルワーカー（※11）、特命担当（※12）からなる不登校等対応チームを有効に機能させるとともに、登校支援シート（※13）の作成と活用を図り、関係機関や各校と連携して児童・生徒が持っている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
- ・各学校に教室以外の居場所を設置し、一人1台タブレットPC等を活用するなどして、個に応じたきめ細かい指導につなげる。
- ・教育支援センターにおいて、不登校児童・生徒への支援を行う。

（3）国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもち、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、「多文化共生のまちづくりを担う人材育成プログラム」を実施するとともに、各教科等を通して日本及び立川の伝統・文化への理解及び異なる文化との相互理解を促進する。
- ・東京2020大会において、立川市地域文化振興財団や企業等と連携して取り組んできた日本の伝統・文化の体験事業や国際交流等を、「学校2020 レガシー」として各学校が継続・発展させる。

（4）読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員（※15）等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実させ、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。
- ・電子図書館を活用し、学校や家庭における読書活動の推進に取り組む。

（5）社会との関わりを生かした活動の推進

① 持続可能な社会の担い手の育成

- ・現代社会の諸課題について、多角的、総合的に学ぶ取組を通して、持続可能な社会の担い手を育む。また、豊かな自然環境の保護、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく持続可能な社会づくりの基礎となる環境教育の推進を図る。
- ・発達段階に応じて、市内の美術館やファーレ立川等のアート作品に触れる学習を実施することにより、アートを通してものの見方の幅を広げるとともに、多様な学習活動につなげ、感性や想像力を育む。
- ・中学生の主張大会（※16）、税の作文、人権作文、薬物乱用防止の標語づくりやポスター制作などへの参加等、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を、カリキュラム・マネジメント

を確立しながら推進し、豊かな心の育成に努める。また、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。

- (※9) 道徳授業地区公開講座…東京都教育委員会と、区市町村教育委員会及び学校の共催で実施している、道徳の授業公開及び意見交換を実施する講座。学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的としている。
- (※10) 児童会・生徒会サミット…小・中学校別に、各校の児童会及び生徒会の代表が一堂に会し、身近な課題の解決に向けて主体的・協働的に議論し、その後の学校生活における児童会・生徒会活動の起点となることを目的とする会。
- (※11) スクールソーシャルワーカー…児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等と連携したり教員を支援したりする福祉の専門家。立川市には、校長の要請により派遣する「派遣型スクールソーシャルワーカー」と、教育委員会に籍を置く「常駐型スクールソーシャルワーカー」があり、複線的に学校を支援する体制が整っている。
- (※12) 特命担当…「いじめ・不登校等対応チーム」の支援方針を受け、児童・生徒への個別支援や学校・学級の経営支援にあたる。
- (※13) 登校支援シート…不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に行われる組織的に作成する。
- (※14) 教育支援センター…不登校の児童・生徒への支援を行うため、教育委員会が学校以外の場所や学校の余裕教室等を利用して在籍校への復帰や進路選択等の指導を行う施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、柏小学校（小学生向け）と錦学習館（中学生向け）に設置している。
- (※15) 学校図書館支援指導員…学校の読書活動を推進するとともに、読書環境の整備を図るために立川市の全小・中学校に派遣されている司書資格を有する者。
- (※16) 中学生の主張大会…立川市青少年問題協議会が毎年実施している青少年の健全育成を目的とした、中学生による主張の発表大会。

3 体力の向上と健康づくりの促進

(1) 体力向上の推進

① 学校 2020 レガシーの推進

- ・東京女子体育大学や地域に拠点を置くスポーツチーム等との連携により、多様な学習機会を創出するとともに、自己の体力及び運動能力の向上を図る一校一取組運動等の取組を全小・中学校で強化する。
- ・体育授業等の内容・指導方法の工夫・改善、日常的な運動・スポーツの実践による健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現に向けた取組の充実を図る。

② 体力向上のための授業改善の推進

- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」について検証するとともに、「立川スタンダード 20～体育・保健体育編～」を活用した授業改善に取り組む。
- ・体育・保健体育科に関する教員研修の実施により、体力向上につながる授業改善について、教員の意識や指導技術を高める。

③ 専門的な技能を有する人材の活用

- ・東京女子体育大学や体育協会等と連携した体育授業の実施、また、運動部活動への支援の強化等において、専門的な知識及び技能を有する部活動指導者等の人材の活用を図り、児童・生徒の基礎的・基本的な運動能力の向上を図る。

(2) 健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・体育、保健体育科の保健分野及び技術・家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、保健師等と連携した指導を推進し、病気の予防、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携したがん教育や性教育の充実を図る。

② 基本的な生活習慣の定着

- ・早寝、早起き、朝ご飯など生活リズムを整えることや家の手伝いなど家庭における役割を明確にすること、また学校生活における決まりを守る等の基本的な生活習慣を定着させるため、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進する。

③ 新しい生活様式の徹底

- ・新型コロナウイルス感染症対策について、手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるために、教育活動全体を通して「新しい生活様式」の徹底を図る。

(3) 学校給食の充実

① 食物アレルギー対応の徹底

- ・『立川市学校給食における食物アレルギー対応方針』に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業を徹底し、食物アレルギーがある児童に安全・安心な給食を提供する。
- ・教育委員会及び小・中学校において食物アレルギー対応研修を実施し、食物アレルギー事故の防止や緊急時の対応などについて知識及び対応力の習得を図る。

② 食育の推進

- ・児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。
- ・各校の食育リーダーを中心に、小学校の生活科や家庭科、中学校の技術家庭（家庭分野）等における学習との関連を図り、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む、心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

③ 安全で安心な給食の提供

- ・食物アレルギーへの対応等、安全で安心な給食の提供と中学校給食の完全実施を目指して、新学校給食共同調理場整備に向けた取組を着実に進める。

④ 地元農産物の使用拡大

- ・農家と農協、産業観光課、学校給食課の4者協議や栄養士と給食部会農家との実務者レベルでの打ち合わせを実施し、学校給食における地元農産物の使用量拡大に向けた取組を進める。

II 教育支援と教育環境の充実

～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

4 特別支援教育の推進

(1) 早期連携・早期支援の充実

① 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターの発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実を図るとともに、就学支援シート及びサポートファイル(※17)の活用を促進する。
- ・「立川就学前スタンダード20(※18)」等の活用による「子どもの育ちの視点」の共有化を進めるとともに、幼稚園・保育園と小学校の交流や研修を通して幼保・小連携教育の充実を図る。

② 就学相談

- ・利用者にとって分かりやすく負担感の少ない就学相談となるよう改善を図るとともに、就学後の学校生活への適応に向けた継続相談を実施する。
- ・就学相談を通じて、小・中学校や保護者等に対し、インクルーシブ教育システムの理念等を周知し、児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図る。

③ 就学前機関から小・中学校間及び特別支援学校高等部の接続

- ・中学校区における通常の学級と特別支援学級との連携を、実態に応じて進める。
- ・就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成を進め、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを推進する。

（2）学校における指導体制・指導内容の充実

① 学校における計画的な特別支援教育の推進

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するとともに、特別支援教育コーディネーターの複数化を進める。
- ・校内委員会の役割等を明確にし、あわせて特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育副コーディネーターとして参加することにより、校内委員会の充実を図る。
- ・ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた指導・支援の工夫について共通理解を図り、一体的に実践する。

② 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の活用

- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成と活用をさらに進め、小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを推進する。

（3）学校における特別支援教育の取組への支援

① 特別支援学級等の整備及び充実

- ・通常の学級、特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級において授業改善への取組を行い、発達障害のある児童・生徒に対する重層的な支援体制の充実を図る。
- ・特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援や、介助の必要な児童・生徒の個別指導計画等の作成支援の充実を図る。

② 教員の専門性向上

- ・小・中学校教員の特別支援教育に関する理解・充実、授業力の向上に向けて、教員研修の充実を図る。また、特別支援学校及び大学との連携による専門性向上プラン等により特別支援学級等教員の授業力向上を図る。
- ・学校全体での合理的配慮の充実に向け、特別支援教育に関わる教員の免許状取得を支援する。

③ 巡回相談の充実

- ・学校からの要請に基づき、教育相談員（心理職）及び専門家（言語聴覚士）を派遣し、学校を支援する。

④ 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

- ・特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上を図るために研修を行うとともに、情報交換の場を設ける。

（4）関係機関との連携

① 教育支援センターとの連携

- ・教育相談と教育支援センターが連携し、利用を検討している児童・生徒の保護者との教育相談から、教育支援センターでの適切な指導・支援につなげる。
- ・「登校支援シート」等を活用して、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援する。

② 特別支援学校との連携

- ・教員研修や就学相談に特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、特別支援学校との連携により専門性向上プランの充実を図る。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援についての理解を促進し、学校での適切な支援につなげる。

③ 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

- ・中学校卒業後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先等との連携を行う。

④ 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- ・定期的に開催する特別支援教育連絡会での情報交換等を通し、教育委員会、庁内の子育て支援・健康・福祉関係課、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等との連携を推進する。

(5) 特別支援教育の理解啓発

① 交流及び共同学習の推進

- ・各校の実態に応じて交流及び共同学習（※19）の内容の充実を図りつつ、学校におけるさまざまな学習場面を通して、特別支援教育に関する児童・生徒及び保護者の理解を深める。

② 副籍制度の実施

- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校（※20）の実態に合わせて副籍制度（※21）を実施し、創意工夫のある取組の共有等を情報共有して内容の充実を図る。

③ 保護者・市民等への理解啓発

- ・特別支援教育の推進、理解啓発のため、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の理解啓発事業と連携した特別支援教育講演会等の、より効果的な開催方法について検討する。

- ・リーフレットの作成、広報紙の活用等により、特別支援教育に関する情報発信を進める。

（※17）サポートファイル…子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子、医療や療育の記録などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育園や小・中学校へ入園・入学する際や、医療機関や相談機関等で子どもの相談をする際に担当者にファイルを提示することで、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができ、適切な支援につながりやすくなる。

（※18）立川就学前スタンダード20…平成29年度 幼保小中連携協議会において作成した、就学前から就学までをつなぐ子どもの育ちの視点を共有するためのツール。

（※19）交流及び共同学習…通常の学級と特別支援学級または特別支援学校との連携により、児童・生徒が交流したり一緒に学んだりすること。

（※20）地域指定校…副籍制度により、特別支援学校の児童・生徒が副次的に籍を置く地元の小・中学校のこと。

（※21）副籍制度…特別支援学校に在籍する児童・生徒が、自宅を学区域とする地元の小・中学校に副次的に籍を置き、様々な交流を図る制度。

5 学校運営の充実

（1）児童・生徒等への支援

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の一層の活用を図るとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通し、児童・生徒等が抱える課題の解消及び学校生活の充実を図る。

② 教育支援センターによる支援

- ・不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、社会生活への適応に向けた支援等、在籍校や関係機関等と連携を

図り、一人ひとりに寄り添った支援を行う。

- ・不登校児童・生徒に対する早期の支援や学校等の取組の支援については、ネットワーク型学校経営システムにより地域人材を活用する等、校内委員会・ケース会議（※22）を適宜実施する。
- ・教育支援センターにおける個別の指導記録等の活用を図り、運営委員会等により教育支援センターの指導方法の工夫・改善に取り組む。
- ・教育支援センターにおけるICT機器の活用をさらに進めるほか、不登校等対応チームを有効活用し、不登校児童・生徒の登校支援及び社会的自立に向けた取組を促進する。

③ 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の活用

- ・改訂された小学校社会科副読本・中学校社会科資料集を活用して、身近な地域における社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に学び、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。

④ 外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援の推進

- ・多文化共生のまちづくりの実現に向けて、外国にルーツをもつ児童・生徒に対する支援を行うため、関係機関との連携を図る。

（2）学校運営への支援

① 「学校における働き方改革」の推進

- ・「立川市学校における働き方改革総合プラン（※23）」を踏まえた具体的な業務改善に資する取組を行う。
- ・各学校において一定期間以上の学校閉庁日を設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。また、校務支援システムやタブレットPCの活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握、自動音声装置の導入など、教職員の働き方に関する意識を変革し、学校教育の質の維持向上を目指す。

② 学校事務共同実施（※24）の推進

- ・市内に3か所に設置した共同事務室と、市内各小・中学校の事務体制の充実を図る。

③ 学校への人的支援の充実

- ・学校支援員、副校長補佐（※25）、スクール・サポート・スタッフ（※26）、中学校部活動指導員（※27）、学校図書館支援指導員等を活用し、学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。

④ 私費会計事務の機能強化

- ・令和2年4月に市内全小・中学校で事務の共同実施を開始したことにより、私費会計事務の標準化が完全実施された。また令和3年度にインターネットバンキング（※28）を市内全小・中学校に一斉導入したことにより、標準化マニュアルの改訂を行った。引き続き共同事務室のサポートのもと、標準化マニュアル等に基づき、学校管理職及び学校事務職員間の連携を一層強化して、全小・中学校で統一的かつ適切に事務を遂行する。
- ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン（平成30年2月、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課策定）」及び「学校徴収金ガイドライン（平成30年9月、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課策定）」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。
- ・私費会計事務の執行責任者は校長であることを改めて認識し、校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。

⑤ 学校給食費の公会計化に向けた検討の推進

- ・文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や他市の先行導入事例を参考に、府内関係部署と連携を図りながら令和5年度の導入に向けた取組を進める。

⑥ 学校保健会事業の在り方に係る検討開始

- ・児童・生徒健康診断、教職員健康診断、学校保健会事業の在り方について学校保健会内にプロジェクトチームを立ち上げ、事業の見直し等、三師会とも連携して短期・中期・長期視点から検討を進める。
- (※22) ケース会議…児童・生徒の主に問題行動等に対して、学校と関係する外部機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民生児童委員、等）が連携・協力し、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。
- (※23) 立川市学校における働き方改革総合プラン…平成30年度の勤務実態調査及び平成31年（2019年）1月25日付文部科学省初等中等教育局長通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」に基づいて策定した働き方改革を推進する基本計画。
- (※24) 学校事務の共同実施…拠点校に学校事務を共同実施するセンター的組織を設置し、集約化することにより学校ごとに行われている学校事務の効率化を図り、事務職員や教員の事務負担を軽減させるための取組。平成30年度に南部共同事務室、令和2年度に東部・西部共同事務室を設置した。
- (※25) 副校長補佐…副校長の業務を補佐する非常勤職員。
- (※26) スクール・サポート・スタッフ…教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う非常勤職員。
- (※27) 中学校部活動指導員…顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる非常勤職員。
- (※28) インターネットバンキング…インターネットを利用した銀行などの金融取引のサービス。

6 教育環境の充実

（1）環境整備の推進

① 計画的な学校施設の改修

- ・公共施設再編個別計画に基づき策定された施設整備計画に沿って、児童・生徒の安全面に考慮しながら、改修等の施設整備を進める。

② 学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムの運用

- ・「学校間ネットワーク構築業務支援委託」事業による調査結果及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（H29.10.18 文部科学省）」に準拠した情報セキュリティの確保及び校務事務の効率化による校務軽減を目的として、令和3年4月から本稼働を実施し、校務支援センターによる来校支援を行っている。円滑な運用に向けて、学校情報セキュリティの確保、教員の校務事務の効率化を実現するため、ヘルプデスク等教職員への支援体制を確立する。

③ 児童・生徒の一人1台タブレットPC活用の環境整備

- ・国のGIGAスクール構想に基づき導入した一人1台タブレットPCを効果的に活用して、児童・生徒の学習活動の充実を図るために、安定的な学習環境の整備を進める。

（2）災害時の対応

① 災害時の的確な対応

- ・地震や台風などの災害時に児童・生徒の安全を確保するとともに、学校が一次避難所として機能できるよう教育委員会事務局職員及び学校教職員が防災担当部署と連携して災害時の対応を行う。

III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

(1) ネットワーク型の学校経営の推進

① 地域と連携した学校づくりの推進

- ・全小・中学校に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部が一体となり、教育活動を展開する学校運営を推進する。
- ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を強化するために、授業や学校行事の積極的な公開及び学校支援ボランティアの積極的な活用を推進する。
- ・地域とともにある学校経営を推進するため、学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信する。
- ・学校評価（児童・生徒評価、保護者評価、学校運営協議会評価）を組織的・継続的に実施し、この中で学校評価の実施に係る共通項目及び小中連携教育に係る項目の結果を分析し、学校経営の改善につなげる。

(2) 「立川市民科」の教科化

① 「立川市民科」の充実

- ・地域に根ざした探究的な学習等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成する。
- ・認知症に関する正しい知識と理解を促す認知症センター養成講座（小4）、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶ「立川シビックプライド（※29）」（小5・中1）、救命救急に関する学習を含む防災教育（小6・中2）、を全小・中学校で実施し、立川市への共通理解を深める。

(3) キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・全小・中学校においてキャリア教育全体計画を作成し、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進する。
- ・「立川夢・未来ノート（※30）」を年間指導計画に年間3回以上位置付け、計画的に活用する。

② 職業観・勤労観の育成

- ・「立川市民科」の取組及び経済団体等と連携した中学生の職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

③ 大学・研究機関との連携

- ・研究機関や大学、産業界等との連携体制を強化し、教育活動及び教員研修等の一層の推進を図る。

④ 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進する。
- ・児童・生徒の学びの充実に向けて、地域とのつながりを強化し地域の教育力を活用するため、「地域学校協働本部事業」に全中学校区で取り組み、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）（※31）を中心とした地域による学校支援を組織的に展開する。
- ・ネットワーク型学校経営システムを活用し、不登校支援やいじめ対応等のためのサポート会議（※32）・ケース会議の充実を図る。

⑤ 職場体験学習の充実

- ・キャリア教育の充実に向け公的施設や事業所、諸団体と連携・協力する体制づくりを進め、立川教育フォー

ラムにおいて協力を得た事業所を紹介する等の取組を通して、職場体験学習の実施方法の見直しや受け入れ事業所の拡大を進め、職場体験学習を拡充する。

(4) 学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・各学校及び中学校区においてあらゆる機会を活用して家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。また、教務主任会や小中連携担当者連絡会において、各学校の取組を情報共有する。
- ・一人1台タブレットPCを活用した家庭学習の取組の充実に向けて、各学校、各地域の実践例や家庭学習に活用する教材の共有を図る。

(5) クラブ活動・部活動等の充実

① 地域との連携

- ・大学や関係団体等と連携してクラブ活動や部活動ガイドラインを遵守した部活動を実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する資質や能力を高める。

(※29) 立川シビックプライド…立川に興味をもち、愛着を深めるために取り組んでいる事業で、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶことができる取組。

(※30) 立川夢・未来ノート…児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的としたノート。小学校6年間、中学校3年間使用し、次の学年に引き継げるよう作成する。

(※31) 地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）…地域学校協働本部事業において、学校とボランティア等の外部人材をつなぐ役割を担う者。

(※32) サポート会議…児童・生徒の主に発達等に関わる課題に対して、関係する外部機関（子ども家庭支援センター、医療機関、相談機関、等）が集まり、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。

8 幼保小中連携の推進

(1) 幼保小中連携教育の充実

① 小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・9年間を見通した教育課程の円滑な接続を図るため、教務主任会や小中連携担当者連絡会等における推進方法や体制の検討及び中学校区を単位とした学校経営方針等の共有化、また児童・生徒による協働学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動を推進する。

② 幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・中学校区内の幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となり教育活動を推進する。
- ・これまでの幼稚園・保育園との連携による実践を踏まえ、「立川就学前スタンダード20（※35）」の普及、活用を図り、幼稚園・保育園、小学校、中学校の各段階を意識した幼児・児童・生徒に身に付けさせたい力を共有し、就学前から中学校までの連続性を見通した教育活動を進める。
- ・未就学児に小学校生活を体験させる等、子どもや教職員の日常的な相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムを作成し、実践する。

9 児童・生徒の安全・安心の確保

(1) 安全教育の推進

① 安全教育プログラム（※33）の活用

- ・安全教育プログラムを活用して「必ず指導する基本的事項」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- ・登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぐために、シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小学区に5台ずつ設置した防犯カメラの維持、管理及び充実に向けた検討を行う。
- ・若葉台小学校における児童の安全を確保するため、地域の協力を進めるとともに交通ルール指導員を配置する。
- ・通学路安全推進会議における協議を経て教育委員会において承認された「通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同点検を家庭、地域及び関係機関と連携して実施する。

(2) 防災教育の推進

① 自然災害への知識の習得

- ・小・中学校の理科と社会に位置付けられた災害や防災に関する学習や、東京都の「防災ノート～災害と安全～」等を積極的に活用した学校における避難訓練や安全指導等を通して、災害に対する理解を深めるとともに、危険から身を守り、迅速かつ最善の行動力を發揮できるようにする。

② 自然災害への対応

- ・学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。

③ 家庭との連携

- ・「東京マイ・タイムライン（※34）」や一人1台タブレットPCを活用した防災教育の家庭学習を推進する。

(※33) 安全教育プログラム…東京都教育委員会が作成している生活安全、交通安全、災害安全に関する基本的事項や推進のポイント、実践事例等がまとめられた冊子。

(※34) 東京マイ・タイムライン…風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、適切な避難行動を事前に整理できるワークシート。